

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県食品衛生法施行細則（昭和48年規則第37号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>（書類の経由）</p> <p>第2条 法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）<u>、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）</u>、条例及びこの規則の定めるところにより、知事に提出する書類は、正本1通及び副本1通とし、営業所の所在地を所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、<u>法第56条第2項、第57条第1項及び第58条第1項並びに政令第5条第2項並びに省令第67条、第71条及び第71条の2並びに条例第6条及び第14条の規定により提出する書類については、</u>正本1通を営業所の所在地を所管する保健所長に提出するものとする。</p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第2条 法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）<u>、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）</u>、条例及びこの規則の定めるところにより、知事に提出する書類は、正本1通及び副本1通とし、営業所の所在地を所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、<u>法第53条第2項、政令第5条第2項、省令第67条、条例第6条並びに第14条及び第17条第1項の規定により提出する書類については、</u>正本1通を営業所の所在地を所管する保健所長に提出するものとする。</p>
<p>（食品衛生検査施設）</p> <p>第4条 法第29条第1項の規定による食品衛生検査施設は、高知県衛生環境研究所及び高知県食肉衛生検査所とする。</p>	<p>（食品衛生検査施設）</p> <p>第4条 法第29条第1項の規定による食品衛生検査施設は、<u>保健所</u>、高知県衛生環境研究所及び高知県食肉衛生検査所とする。</p>
<p>（食品衛生管理者の設置及び変更の届書）</p> <p>第7条 省令第49条第1項の食品衛生管理者の届書の様式は、<u>知事が別に定める。</u></p>	<p>（食品衛生管理者の設置及び変更の届書）</p> <p>第7条 省令第49条第1項の食品衛生管理者の届書は、<u>別記第3号様式によるものとする。</u></p>
<p>（営業の許可等の申請等手続）</p> <p>第10条 <u>法第56条第2項及び第57条第1項並びに省令第67条、第71条及び第71条の2に規定する営業の許可等の申請等を行う書類の様式は、</u>知事が別に定める。</p>	<p>（営業の許可の申請手続）</p> <p>第10条 省令第67条の<u>営業の許可の申請書は、別記第4号様式によるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の営業の許可の申請書には、省令第67条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項のほか、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等、生食用食肉の取扱いに関する事項並びに認定生食用食肉取扱者（法第24条第1項に規定する都道府県知事等が生食用食肉を取り扱う者として適切であると認めた者をいう。第17条第2項において同じ。）の氏名、生年</u></p>

新	旧
<p><u>(食品等の自主回収の届出手続)</u>  <u>第11条 法第58条第1項に規定する食品等の自主回収に係る届出書類の様式は、知事が別に定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(営業許可証の交付)  第12条 法第55条第1項の営業の許可をしたときは、別記第3号様式による営業許可証（以下「営業許可証」という。）を交付するものとする。</p> <p>(営業許可証の再交付)  第14条 法第55条第1項の営業の許可を受けた者は、営業許可証を紛失し、又は毀損したときは、別記第4号様式による営業許可証再交付申請書を提出して営業許可証の再交付を受けることができる。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>月日及び登録番号を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(細分業種)</u>  第11条 <u>飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業及び冰雪製造業について法第52条第1項の営業の許可を受けた者は、当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとするときは、取扱種目によって細分した業種（次項において「細分業種」という。）を前条第1項の営業の許可の申請書に記載しなければならない。</u></p> <p><u>2 細分業種は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>(営業許可証の交付)  第12条 法第52条第1項の営業の許可をしたときは、別記第5号様式による営業許可証（以下「営業許可証」という。）を交付するものとする。</p> <p><u>第13条 削除</u></p> <p>(営業許可証の再交付)  第14条 法第52条第1項の営業の許可を受けた者は、営業許可証を紛失し、又は毀損したときは、別記第6号様式による営業許可証再交付申請書を提出して営業許可証の再交付を受けることができる。</p> <p><u>(相続、合併又は分割による許可営業者の地位の承継の届出手続)</u>  第16条 <u>省令第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の許可営業者の地位の承継の届出書は、別記第7号様式から別記第9号様式までによるものとする。</u></p>

新	旧				
<p>(削除)</p> <p>(休業等の届出書)</p> <p>第18条 条例第6条第1項の休業の届出書は、別記第<u>5</u>号様式によるものとする。</p> <p>2 条例第6条第2項の営業の再開の届出書は、別記第<u>6</u>号様式によるものとする。</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この規則は、令和3年6月1日から施行する。</u></p> <p>1～6 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(削除)</p>	<p>2 <u>前項の許可営業者の地位の承継の届出書には、省令第68条第1項各号、第69条第1項各号又は第70条第1項各号に掲げる事項のほか、食品衛生責任者の氏名及び資格等を記載しなければならない。</u></p> <p>(申請事項の変更の届出手続)</p> <p>第17条 <u>省令第71条の規定による申請事項の変更の届出は、別記第10号様式による営業許可申請事項変更届によってしなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の営業許可申請事項変更届には、変更があった事項のほか、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等、生食用食肉の取扱いに関する事項並びに認定生食用食肉取扱者の氏名、生年月日及び登録番号を記載しなければならない。</u></p> <p>(休業、廃業等の届出書)</p> <p>第18条 条例第6条第1項の休業<u>又は廃業</u>の届出書は、別記第<u>11</u>号様式によるものとする。</p> <p>2 条例第6条第2項の営業の再開の届出書は、別記第<u>12</u>号様式によるものとする。</p> <p>1～6 (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>別表 (第11条関係)</u></p> <p>1 <u>飲食店営業</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 1284 2128 1428"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1284 1384 1356">細分業種</th> <th data-bbox="1384 1284 2128 1356">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1356 1384 1428">一般食堂・レス</td> <td data-bbox="1384 1356 2128 1428">一般に主食を主体として、飲食物を提供する営業をい</td> </tr> </tbody> </table>	細分業種	定義	一般食堂・レス	一般に主食を主体として、飲食物を提供する営業をい
細分業種	定義				
一般食堂・レス	一般に主食を主体として、飲食物を提供する営業をい				

新	旧	
	トラン	う。
	すし	客席を設け、主としてすしを提供する営業をいう。
	麺類	主として麺類（うどん、そば、中華そば等）を提供する営業をいう。
	中華料理	主として中華料理を提供する営業をいう。
	仕出し	主に配達より、皿鉢料理、弁当、米飯、総菜等を提供する営業をいう。
	弁当	主として弁当類（弁当、すし、おにぎり等）を提供する営業をいう。
	調理パン	主として調理パン、サンドイッチ、ハンバーガー等を調製し、販売する営業をいう。
	旅館	旅館、ホテル等の施設内において、主として宿泊客に飲食物を提供する営業をいう。
	軽食喫茶	喫茶を主とし、軽食を提供する営業をいう。
	料理店	料亭、小料理屋、宴会場等の主として和風料理及び酒類を提供する営業をいう。
	居酒屋・スナック等	主として料理及び酒類を提供する営業のうち、料理店以外のものをいう。
	総菜調理	総菜類を調理加工し、卸販売の形態をとらず、店頭のみで販売する形態の営業をいう。

新	旧	
	屋台	軽車両又は自動車に施設を設け、それを営業場所に移動して、一定時間その場所にとどまって営業し、営業終了後は、基地に帰る等の営業をいう。
	短期	海水浴場、スキー場、キャンプ場、催事場等において、一定期間営業するものをいう。
	自動販売機	自動販売機において、主食等に加温等の調理を行い、提供する営業をいう。
	その他	上記以外の営業をいう。
<u>2 喫茶店営業</u>		
細分業種	定義	
一般	店舗を設けて、酒類以外の飲物又は茶菓子を提供する営業をいう。	
屋台	飲食店営業の屋台と同じ。	
アイスクリーム類等	アイスクリーム類をデッシャーによって販売する（露店販売を含む。）営業及びかき氷のみを販売する（露店営業を含む。）営業をいう。	
自動販売機	自動販売機において、飲物を調理し、提供する営業をいう。	
<u>3 菓子製造業</u>		
細分業種	定義	

新	旧	
	パン・洋菓子	主としてパン又は洋菓子を製造する営業をいう。
	和菓子	主として和菓子を製造する営業をいう。
	屋台	飲食店営業の屋台と同じ。
	その他	上記以外の営業をいう。
	<u>4</u> アイスクリーム類製造業	
	細分業種	定義
	一般	工場形態において、アイスクリーム類を製造する営業をいう。
	その他	上記以外の営業をいう。
	<u>5</u> 乳類販売業	
	細分業種	定義
	一般	小売及び配達販売をいう。
	卸	卸形態による営業をいう。
自動販売機	自動販売機において、乳類を販売する営業をいう。	
	<u>6</u> 食肉販売業	
	細分業種	定義
一般	店舗において、食肉を細切して販売する営業をいう。	

新	旧	
	包装食肉（固定店舗）	店舗において、包装した食肉のみを販売する営業をいう。
	包装食肉（自動車等）	自動車等において、包装した食肉のみを販売する営業をいう。
	行商	食肉（枝肉を除く。）を移動しながら販売する営業をいう。
	<u>7 魚介類販売業</u>	
	細分業種	定義
	一般	店舗において、魚介類をそのまま又は処理をして販売する営業をいう。
	自動車	自動車において、魚介類をそのまま又は処理をして販売する営業をいう。
	包装魚介類（固定店舗）	店舗において、包装した魚介類のみを販売する営業をいう。
	包装魚介類（自動車）	自動車において、包装した魚介類のみを販売する営業をいう。
	<u>8 氷雪製造業</u>	
	細分業種	定義
	一般	施設を設け、氷雪を製造する営業をいう。
	自動角氷製造機	自動角氷製造機による営業をいう。

新	旧
(削除)	<u>第3号様式 (第7条関係)</u>
(削除)	<u>第4号様式 (第10条関係)</u>
第 <u>3</u> 号様式 (第12条関係)	第 <u>5</u> 号様式 (第12条関係)
第 <u>4</u> 号様式 (第14条関係)	第 <u>6</u> 号様式 (第14条関係)
(削除)	<u>第7号様式 (第16条関係)</u>
(削除)	<u>第8号様式 (第16条関係)</u>
(削除)	<u>第9号様式 (第16条関係)</u>
(削除)	<u>第10号様式 (第17条関係)</u>
第 <u>5</u> 号様式 (第18条関係)	第 <u>11</u> 号様式 (第18条関係)
第 <u>6</u> 号様式 (第18条関係)	第 <u>12</u> 号様式 (第18条関係)

(新)

第3号様式(第12条関係)

許可番号  
整理番号

営 業 許 可 証

営業者氏名

年月日付で申請のあった営業については、食品衛生法第55条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日

保健所長 印

記

1 営業の所在地

2 営業の種類

3 営業所の名称  
屋号又は商号

4 有効期間 年 月 日 から 年 月 日まで

5 備考

(旧)

第5号様式(第12条関係)

営 業 許 可 証

食品衛生法第52条の規定により、次のとおり許可します。

許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

許可番号 第 号

営業所の名称、屋号又は商号

営業の種類

生食用食肉の取扱いの有無

営業者の氏名又は名称

営業所の所在地

許可の条件

年 月 日

保健所長 印

(新)

第4号様式(第14条関係)

年 月 日

保健所長 様

申請者 住所  
氏名

年 月 日生

(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

営業許可証再交付申請書

高知県食品衛生法施行細則第14条の規定に基づき営業許可証の再交付を受けたいので、  
次のとおり申請します。

営業所の所在地	
営業所の名称、屋号又 は商号	
営業の種類	
申請理由	紛失した ・ 毀損した

- 注 1 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入し  
てください。
- 2 「申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 営業許可証を毀損したときは、その営業許可証を添えてください。

(旧)

第6号様式(第14条関係)

年 月 日

保健所長 様

申請者 住所  
氏名

年 月 日生

(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

営業許可証再交付申請書

高知県食品衛生法施行細則第14条の規定に基づき営業許可証の再交付を受けたいので、  
次のとおり申請します。

営業所の所在地	
営業所の名称、屋号又 は商号	
営業の種類	
申請理由	紛失した ・ 毀損した

- 注 1 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入し  
てください。
- 2 「申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 営業許可証を毀損したときは、その営業許可証を添えてください。

(新)

(旧)

第5号様式 (第18条関係)

第11号様式 (第18条関係)

保健所長 様

年 月 日

保健所長 様

年 月 日

届出者 住所  
 氏名  
 年 月 日生  
 (法人の場合は、主たる事務所の所  
 在地、名称及び代表者の職・氏名)  
 電話番号

届出者 住所  
 氏名  
 年 月 日生  
 (法人の場合は、主たる事務所の所  
 在地、名称及び代表者の職・氏名)  
 電話番号

営 業 休 業 届

営 業 休 業 等 届

営業の休業について、高知県食品衛生法施行条例第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

営業の休業等について、高知県食品衛生法施行条例第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

営業所の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
営業の種類	
休業の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

休業又は廃業の別	休業 ・ 廃業
営業所の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
営業の種類	
休業又は廃業の年月日	年 月 日
休業の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 注 1 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。  
 2 休業期間が未定の場合は、休業開始日のみ記入してください。

- 注 1 「休業又は廃業の別」欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 2 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。  
 3 休業期間が未定の場合は、「休業の予定期間」欄は記入する必要はありません。  
 4 営業を廃業したときは、営業許可証を添えてください。

(新)

(旧)

第6号様式(第18条関係)

第12号様式(第18条関係)

保健所長 様

保健所長 様

年 月 日

年 月 日

届出者 住所  
 氏名  
 年 月 日生  
 (法人の場合は、主たる事務所の所  
 在地、名称及び代表者の職・氏名)  
 電話番号

届出者 住所  
 氏名  
 年 月 日生  
 (法人の場合は、主たる事務所の所  
 在地、名称及び代表者の職・氏名)  
 電話番号

営 業 再 開 届

営 業 再 開 届

営業を再開しますので、高知県食品衛生法施行条例第6条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

営業を再開しますので、高知県食品衛生法施行条例第6条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

営業所の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
営業の種類	
再開予定年月日	年 月 日

営業所の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
営業の種類	
再開予定年月日	年 月 日

- 注 1 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。  
 2 営業を再開する日の5日前までに届け出てください。

- 注 1 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。  
 2 営業を再開する日の5日前までに届け出てください。